

令和5年度 第2回
京都市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和5年2月8日（木）午前10時～午前11時30分
- 2 場 所 京都市役所 本庁舎4階 正庁の間
- 3 出席委員 山田会長、渡辺副会長、飯田委員、小林委員、渋谷委員、鈴木委員、
多田委員、長沢委員、松塚委員、宮村委員、結城委員

4 意見聴取事項

(1) 行政機関等匿名加工情報提供制度について

事務局から資料に基づき説明を受けた後、質疑を行った。

（主な発言内容）「○：委員、→：事務局」

- 大学等の研究機関においては、行政機関等匿名加工情報の提供に加えて、個人情報保護法第69条第2項第4号を用いた個人情報の外部提供の仕組みを用いて、市から個人情報を得るルートがある。法第69条第2項第4号に基づく個人情報の外部提供に際し、内規等を設ける考えはないのか。
- 法第69条第2項第4号では、個人情報そのものを提供することになるため、利用目的や提供の範囲、管理方法等について、所管課と個別に合意を得る必要がある。一律のルール化が難しいため、内規等の整備は、現在のところ考えていない。
- 旧条例下の話だが、審議会での議論において、個人情報を大学に提供するという事案があり、個人情報を丸め加工（生年月日のハッシュ化など、個人が特定されるおそれのある情報の削除や置換）することを条件に承認したという案件だった。当時は行政機関等匿名加工情報の提供制度がなかったのだが、意味合いとしては、あのような事案は、行政機関等匿名加工情報の仕組みを用いるべきケースではなかったのかと思う。
- 大学等の研究機関は研究分析のために使いたいのであって、個人情報そのものを保有したいわけではない。よって、法第69条第2項第4号に基づく個人情報の提供においても、本市では、不必要な個人情報については、匿名加工を施したうえで提供する。
- 行政機関等匿名加工情報と法第69条第2項第4号の仕組みでは、個人情報の加工方法に違いはあるのか。
- 行政機関等匿名加工情報における加工は、全国共通の基準に基づいて加工していくことになる。個人情報ではなくなるまで加工を講じていくので、深い段階まで丸め作業がなされる。一方、法第69条第2項第4号では、個人情報そのものを提供することができるため、「この部分は学術研究のために必要だ」という項目は加工せずに提供する。行政機関等匿名加工情報と比べると浅めの加工になることがある。

(2) 京都市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱（案）について

事務局から資料に基づき説明を受けた後、質疑を行った。

（主な発言内容）「○：委員、→：事務局」

- 大学でも個人情報保護に関する教職員向けの研修が増えてきている。オンラインでの研修

が多いが、研修の最後に簡単なオンラインでのテストが行われている大学もあって、聴講者の理解度の確認がされている。京都市の多数の職員にどうすれば、実りのある研修ができるのか、こういう事例も参考にしてもらいたい。

→ 通常の座学で1時間研修を聴講してくださいというだけでは身が入らないかもしれないので、研修の最後にテストがあるというのは、研修内容を定着させるための有効な手法であるので、今後の取組の参考にする。

○ 我々の大学では個人情報を含むデータベースにアクセスする時、携帯端末へ配信されるワンタイムパスワードを入力する仕様になっている。こういう多重認証は効果があるだろう。

→ 携帯端末を介する必要があるワンタイムパスワードは、職員に携帯端末を普及させる必要もあり、自治体での導入は難しい側面もあるが、多重認証を活用した個人情報の管理手法については、今後研究していく。

○ 宇治市の個人情報漏えい事故（住民基本台帳）では、プライバシー侵害に係る民法上の賠償責任が認められ、これに関与した公務員個人も民事上の賠償責任を負ったと理解している。研修においては、このような注意喚起をすることも大切ではないか。

→ 民事的な賠償責任を公務員個人が負うことは、今後もあり得る話であり、職員に対して注意喚起をしていく。

○ 安全管理措置における監査及び点検の実施については、監査を受けることが形骸化してしまっては意味がないので、実効性があるよう組み立てておく必要がある。

○ 監査を受ける所管課の目線では、他の監査事務と一緒にまとめてしてもらった方が効率的であると思う。

→ 御指摘の内容は、今後、個人情報取扱事務の監査手法を構築していく際の参考にする。

5 報告事項

(1) 特定個人情報保護評価第三者点検（点検部会）の結果について

事務局から資料に基づき説明がなされ、委員からの指摘はなかった。

(2) 令和6年度以降の情報公開・個人情報保護審議会について

事務局から資料に基づき説明がなされ、委員からの指摘はなかった。

6 その他

山田会長から審議会委員を8年間務め、委嘱期間終了に伴い、退任する旨の挨拶がなされた。